

全私教共済

生命共済・医療共済 給付を申請される方へ

・診断書料(文書料)は5,000円+消費税分を限度とした実費補助をいたします。(但し、全私教共済所定の入院・手術療養証明書、後遺障害診断書、傷害事故診断書の原本に限ります。他共済・民間生損保会社のものは不可。)

1. 給付の事由が発生したら

この用紙は「生命共済・医療共済」と「総合共済(出産・療養)」の兼用の給付申請書です。

職場番号、職場名、個人番号、氏名、総合共済の加入の有無(現職の場合)、給付対象者名、事由発生年月日、給付金振込先、住所、電話番号を必ずご記入ください。

*生命共済・医療共済と総合共済に該当するそれぞれの給付事由欄に○印を付けてください。

2. 申請書の提出は

申請書に「必要な書類」を添付して、職場の担当者に手渡しするか、または各県私教連・組に送付してください。

3. 給付金の送金について

それぞれの共済で送金の経由が違います。そのため送金の時期が異なります。

* 生命共済・医療共済 → 各県私教連・組より本人口座に振込

* 総合共済 → 全教共済より本人口座に振込

給付申請には、給付申請書(A-1)の他に以下の添付書類が必要です。

(◎印は必ず必要、○印は該当する場合)

※提出書類は全私教共済所定のものが原則です

1. 病気により入院・手術等をおこなった場合・・・医療共済

	入院(がん以外)・手術・放射線治療※1	がん入院
入院・手術状況申告書(A-5)	◎	
入院・手術療養証明書(A-6)		◎
入院・手術療養証明書取得の際の領収書(コピー可)		◎
同意書(A-4)	◎	◎
診療費明細書(手術がある場合)	○	
入退院期間を記載した領収書(入院のみの場合)※2	○	
住民票・本人との関係のわかる書類	○	○

※1 公的医療保険が対象とするKコード手術(手術全般、K000～K917、K921、K922)およびMコード(放射線治療、M000～M005)、Kコードに読み替えができる歯科Jコードの内、診療報酬点数800点以上の手術を受けた場合が対象です。申請にあたっては、診療費明細書を必ず提出してください。診療費明細書等を紛失され、再取得が困難な場合は、入院・手術療養証明書をご提出ください。

※2 入院期間を記載した領収書ほか、医師の退院証明書、病院の「入院期間証明書」など入院期間のわかる文書での申請も認めます。

2. ケガにより入院・通院した場合・・・医療共済、医療共済傷害特約(契約者のみ)

※ケガによる入院・手術について医療共済の給付申請をされる際の必要書類は、「1. 病気により入院・手術等をおこなった場合」と同じです。

・同一日に複数の医療機関に通院された場合でも、あわせて1日分の通院です。

	通院(特約加入の方)	入院	交通事故 傷害通院・自宅療養
事故状況報告書兼治療状況申告書(A-7)	◎	◎	◎
同意書(A-4)	◎	◎	◎
入院・通院日が記載された領収書(コピー可)	○(5万円未満の給付)	◎	
診断書(ケガの場合用)(A-8)	○(5万円以上の給付)		◎
診断書取得の際の領収書(コピー可)	○		○
交通事故証明書(自動車安全センター発行のもの)			◎
住民票・本人との関係のわかる書類	○	○	○

全私教共済が必要と認めた場合、上記以外に書類を求める場合があります。

☆傷害特約の給付申請について

①給付対象期間は事故日より180日間で、90日を限度に給付します。1度の事故につき1回の申請ですので、添付資料は治療終了(完了)後に作成してください。180日を経過してもなお治療中の場合は、180日までの内容で作成してください。

* 「診断書(ケガの場合)」が必要な場合

・交通事故の場合は、事故証明書が必要です。

・交通傷害での自宅療養の場合は、「診断書」の「自宅療養期間(就業不能等)」欄に記載がある場合に対象となります。(事故担当の損保会社等から①診断書②診療報酬明細書③事故証明書のコピーを無料で取ることができます。)

※鍼灸・整体・接骨院への通院は給付の対象になりません。

3. 人間ドックを受けた場合



生命共済

61歳以上の退職者が対象です。自己負担があった場合、1口あたり2,000円を限度に実費を補助します。ただし、公的医療保険が適用される検査は除きます。領収書はコピー可。[61歳以上で3月退職した場合は、退職日から7月末までは「現職者扱い」です(契約期間の関係)]

◎	領収書 (人間ドックまたは脳ドックまたは健康診断(公的医療保険が適用される検査は除く)のもの)
---	--

4. 出産した場合



医療共済

◎	母子手帳の写し(出生届証明のページ) または 戸籍抄本のいずれか
---	----------------------------------

5. 後遺障害の申請をする場合



生命共済

70歳までの現職者が対象です。

注：後遺障害共済金は症状固定がされてから申請してください。

◎	後遺障害診断書(A-2もしくはA-3) (胸腹部臓器用・それ以外用の2種類のいずれか)
◎	診断書取得の際の領収書(コピー可)
◎	同意書(A-4)
○	印鑑登録証明書
○	加入者本人との関係がわかる同居の住民票か子どもであることがわかる戸籍謄本等

6. 死亡の申請をする場合



生命共済・医療共済

*1 加入者本人が受取人の場合は必要ありません。受取人が未成年の場合は、親権代表者の印鑑登録証明書が必要です。

*2 本人死亡の場合、委任状を求めることがあります。同順位の共済金受取人が2人以上いる場合、受取人は1人に定めなければなりません。その際は、他の方の委任状が必要となります。

*3 交通災害死亡の場合(70歳までの現職者が対象です)

*4 公務災害死亡の場合(70歳までの現職者が対象です)

◎	死亡診断書または死体検案書
◎	同意書(A-4)
◎	戸籍謄本(共済金受取人が特定できる全部事項証明)
○	*1 印鑑登録証明書(共済金受取人のもの)
○	*2 委任状(本人死亡で複数の受取人がいる場合)
○	*3 交通事故証明書
○	*4 公務災害認定書
○	加入者本人との関係がわかる同居の住民票か子どもであることがわかる戸籍謄本等

7. 臓器移植見舞金の申請をする場合



医療共済

必要な書類については、各県私教連・組までご連絡ください。

上記給付申請にはすべて給付申請書が必要です。

全私教共済が必要と認めた場合、上記以外に書類を求める場合があります。

ご不明な点がございましたら、各県私教連・組もしくは全私教共済までご連絡ください。

全国私立学校教職員組合連合共済

2024.8改訂

※この書類は全国私教連のホームページ[<https://shikyoren.com>]から印刷することもできます